

「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」に対する意見書

2014年（平成26年）8月21日

日本弁護士連合会

特定秘密保護法（以下「本法」という。）は、国民の知る権利やプライバシーの権利等の人権を侵害するなどの重大な問題をはらんでいる。同法については、抜本的な見直しのないままの施行は許されず、廃止されるべきであり、したがって、これを施行するための政令は、本来制定すべきではない。

なお、2014年7月24日付けで、内閣官房特定秘密保護法施行準備室において公表され、意見募集がなされている「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」（以下「施行令案」という。）について、看過しがたい問題があるので、以下のとおり指摘する。

第1 意見の趣旨及びその理由

1 施行令案第3条第1号（本法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）について

【意見】金融庁及び法務省を施行令案第3条第1号に加えるべきである。

【理由】金融庁及び法務省が2012年12月31日時点で保有していた特別管理秘密文書等の件数は、金融庁が49件、法務省が0件であった（2013年3月12日衆議院議員赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書）。したがって、法務省については秘密指定機関に加える必要性がないため、第3条第1号に加えるべきである。

同様に、金融庁もごく少数の特別管理秘密しか扱っていないことから、秘密指定機関に加える必要性は乏しく、また同庁が国家の安全保障に関する情報を取り扱っているとも考えがたい。

2 施行令案及び本法第4条第4項第7号について

【意見】今回の施行令案には、本法第4条第4項第7号の政令で定める情報が規定されていないが、今後も規定すべきでない。

【理由】本法第4条第4項第7号では、同項第1号乃至第6号以外の情報でも、政令で定めることができるとしている。

しかし、同項では第1号から第6号で、60年超の秘密指定できる情報

を限定列挙しているにもかかわらず、政令でも定めることができるとすれば、法が限定列挙した意義を没却し、法の潜脱ともなりかねない。

したがって、政令で60年超の例外を定めることは原則的に禁止されるべきであるが、今回の施行令案では同項第7号の政令で定める情報は何も規定されておらず、今後も規定すべきではないし、仮に規定されるとしても、極めて限定的な場合に限られるべきである。

以 上